

運輸安全マネジメントに関する取組について

有限会社竹富島交通では、運輸安全マネジメント導入に伴い、社長以下全社員が一丸となって安全を確保するために、次のとおり取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 社長及び運輸業務に従事する役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。

また現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し（Plan・Do・Check・Act）安全対策を見直すことにより絶えず運輸の安全性の向上に努めてまいります。

2. 輸送の安全に関する目標

(1) 平成 25 年結果

前年度の有責事故件数は 0 件でした。③の e.f は未達成 他は達成
安全目標

- ① 人身事故を 0 件へ
- ② 飲酒運転・速度超過の撲滅
- ③ 環境に優しいエコドライブの実施
「エコドライブ宣言」
 - a. エコドライブ推進のための方針、体制の整備
 - b. 従業員に対する研修・教育の実施
 - c. 燃費、燃料使用量に関する数値目標の設定・管理
 - d. アイドリングストップの実効
 - e. 相乗り通勤、自転車通勤の奨励・実施
 - f. 通勤自家用車の使用禁止
 - g. 自動車の点検・整備実施体制の確立
- ④ ゴールド免許保持者の増進
- ⑤ 地域への貢献（路線の保全作業）

(2) 平成 26 年度目標

平成 25 年度と同目標、前年度達成できなかった目標値を再度設定する。事故の要因となるヒヤリハット情報を取り入れた指導を行います。

3. 事故統計(自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故)

平成 25 年度 0 件

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別表 1 のとおり安全管理連絡体制を構築しております。

5. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は、予防措置を講じます。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施いたします。

6. 輸送の安全に関する計画

(1) 当社は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成いたします。

(2) 計画の作成に当たっては、以下の点を考慮すること等により、現状の問題点を把握し、より輸送の安全の確保に資する改善効果の高いものにします。

- ① 自社の人材、車両、施設、交通の状況等の現状を把握します。
- ② 過去の事故、過去の計画の実施状況を踏まえたものとします。
- ③ 運転者の声を汲み上げる等、現場を踏まえたものとします。

7. 輸送の安全に関する実績

輸送の安全性向上を目的として取り組んだ内容は（車両への安全装置の設置等）、次のとおりとなります。

(1) 平成25年度実績

- ・車両の入替（乗り合バス1両）
- ・路線の保全作業（年間30日）

（2）平成26年度予定

- ・車両の入替（乗合バス1両）
- ・路線の保全作業（年間30日）

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

別表2のとおり、事故・災害が発生した場合における連絡網を整備し迅速な対応が取れるよう体制を確立しております。

9. 安全管理規程・安全統括管理者

安全管理規程・・・別紙のとおり安全管理規程を制定し平成25年10月1日より施行しております。

安全統括管理者・・・専務取締役 上勢頭 篤

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

（1）教育計画

- ① 運行管理者及び補助者については、現場の意見を取り入れた本社教育を年1回3班に分けて行います。
- ② 乗務員の集合教育については、年間計画を策定し全乗務員を対象に行います。
- ③ 全乗務員に適性診断を受診させ、受診後本社にて診断結果等に基づき指導いたします。
- ④ 入社3年以内の運転士と事故惹起者については、ヒヤリハット情報と事故事例等を基に、職業運転士としての意識を再認識させ、安全運転に対する再教育（フォローアップ研修）を実施いたします。

（2）安全運動

安全運動の取り組みとして各強化月間に、社長以下役員による職場巡視を行い輸送の安全性向上に努めます。

強化月間は次のとおりです。

- ① 春の全国交通安全運動（4月上旬）
- ② 夏の交通安全運動（7月下旬）
- ③ 秋の全国交通安全運動（9月下旬）
- ④ 年末年始輸送安全総点検（12月上旬～1月上旬）

（3）事故防止対策

- ① 社長以下安全推進委員会にて年4回事故防止対策会議を開催、事故原因の究

明、再発防止に取り組んでおります。

- ② 統括支店長と運転者代表による事故防止会議を開催し啓蒙活動を行い輸送安全性向上に努めております。
- ③ 安全推進委員会による事故原因の究明及び事故防止対策会議を随時実施いたします。
- ④ 毎年、運転記録証明書の提出を義務付け、勤務外においても法令違反の抑止及び安全意識の向上に努めております。

1 1. 輸送の安全に関する内部監査の実施

当社は、安全マネジメントの実施状況を点検するため、適切な時期を定めて輸送の安全に関し、内部監査を年1回以上実施いたします。